

東京都短期入所開設準備経費等補助金交付要綱

第1 目 的

この交付要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所（以下「短期入所」という。）の開設等に係る経費に対し、予算の範囲内においてその一部を補助することにより、その円滑な執行を図ることを目的とする。

第2 交付対象事業

この補助金は、東京都知事（以下「知事」という。）による法第36条第1項に基づき短期入所に係る指定を受けた者（新たに指定を受ける者を含む。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下単に「指定短期入所事業所」という。）として、法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第115条第1項に規定する併設事業所（以下単に「併設事業所」という。）又は同条第3項に規定する単独型事業所（以下単に「単独型事業所」という。）を新設又は増設（短期入所の定員の増加に伴う新たな指定短期入所事業所の設置。以下同じ。）するために必要となる次の経費（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- （1）家屋借り上げ費
- （2）管理事務費等の経費

第3 補助事業者

補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）は次に定める民間事業者とする。

- （1）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- （2）医療法第39条に規定する医療法人
- （3）前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が別に定める事業者

第4 補助事業者からの除外

次に掲げる団体は、補助事業者に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他の団体の代表者又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

第5 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める対象経費について、第2欄に定める基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

第6 交付の申請

この補助金の申請は、申請書（別記第1号様式）により、別に定める日までに、知事宛提出して行うものとする。

第7 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付するものとする。

(1) 事情変更による決定の取消等

この補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくはその一部を取消又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(2) 承認事項

次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により報告しなければならない。

(4) 補助事業の遂行命令等

ア 補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、これらに従って補助事業の遂行を命ずることがある。

イ 前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

(5) 実績報告

補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときは、10日以内に、別記第2号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。(2)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(6) 補助金の額の確定

(5)の実績報告の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、知事は交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(7) 是正のための措置

ア (5)の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

イ (5)の規定は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(8) 決定の取消

ア 次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ア) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) この他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

イ 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用する。

(9) 補助金の返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

(10) 違約加算金

(8)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金を受領した日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(11) 延滞金

補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について、年 10.95%の割合で計算した延滞金を（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を停止又は当該補助金と未納額とを相殺するものとする。

(13) 補助金調書の作成

この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(14) 補助事業に係る契約

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(15) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

附 則

- 1 この要綱は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日降に短期入所に係る指定を受けた者が、要綱の施行日前において、指定短期入所事業所として併設事業所又は単独事業所を新設又は増設するために第 2 で定める経費を支弁した場合、当該経費を交付の対象とする

附 則

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 対 象 経 費	2 基 準 額	3 補 助 率
1 家屋借り上げ費（注１） 家屋を借上げるときに要する権利金、仲介手数料 ただし、賃貸借契約を解除される際に返還される経費を除く	家屋の賃貸借契約時にかかる実費 ただし、１指定短期入所事業所あたり 限度額 ５２５，０００円 （賃貸借契約書（写）、領収書（写）を添付すること。）	３／４
2 管理事務費等の経費（注１） 短期入所事業所を新設又は増設するために必要な管理事務費等の経費（賃金、職員研修費）、初度調弁費（消耗品費、備品購入費）	１指定短期入所事業所あたり ９０９，０００円	３／４

（注１） 東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金交付要綱及び東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領第３条第５項に規定する開設準備経費の助成に係る対象経費を除く